

土木森林環境委員会会議録

日時 平成30年6月29日(金) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時33分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大柴 邦彦
副委員長 卯月 政人
委員 鈴木 幹夫 石井 脩徳 宮本 秀憲 久保田 松幸
土橋 亨 古屋 雅夫

委員欠席者 臼井 成夫

説明のため出席した者

森林環境部長 井出 仁 林務長 島田 欣也
森林環境部次長 山本 盛次 森林環境部次長 山岸正宜
森林環境部技監 金子 景一
森林環境総務課長 保坂 陽一 大気水質保全課長 渡辺延春
環境整備課長 本田 晴彦 みどり自然課長 村山 力
森林整備課長 増田 義昭 林業振興課長 山田 秋津
県有林課長 鷹野 裕司 治山林道課長 中込 巖

県土整備部長 垣下 禎裕 県土整備部理事 水上 文明
県土整備部次長 小澤 浩 県土整備部技監 丹澤 彦一
県土整備部技監 望月 一良 総括技術審査監 佐藤 昭夫
県土整備総務課長 成島 春仁 景観づくり推進室長 清水 宏
建設業対策室長 渡邊 健二 用地課長 大野 健
技術管理課長 小林 伸二 道路整備課長 清水 敬一郎
高速道路推進課長 飯野 照久 道路管理課長 小島 一男
治水課長 武藤 敏正 砂防課長 越智 英人 都市計画課長 樋口 有恒
下水道室長 葉袋 光宏 建築住宅課長 渡井 攻
住宅対策室長 久保寺 淳 営繕課長 小田切 浩

議題 (付託案件)

- ※第64号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第65号 平成30年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- ※第66号 平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部、県土整備部の順により行うこととし、午前 10 時から午前 11 時 22 分まで森林環境部関係、途中休憩をはさみ、午後 1 時から午後 2 時 31 分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※第 6 4 号 平成 3 0 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 2 項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第 2 条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの

(明許繰越について)

宮本委員 まず森の 4 ページ、繰越明許費についてお伺いしますが、行政代執行で対策工事、先ほど安全対策に時間がかかったということなのですが、この予算、繰り越すということで、この工期、具体的にどれくらい長くなったのか、お伺いします。

本田環境整備課長 工期についての質問についてお答えします。この事業は、現場は塩川沿いの 2 カ所に野積み放置された廃棄物を代執行するというものですが、基本的に原因者が撤去するというのが基本なのですが、まだ今、撤去が続いている状況で、2 つの野積み放置された廃棄物を代執行する、並行してやるという形になるかと思っておりますが、工期としては 12 カ月ほどを想定しております。

宮本委員 すみません、12 カ月延びるのか、12 月で終わるのか、どちらですか。

本田環境整備課長 全体として 12 カ月かかる。工期が 12 カ月かかるということです。

宮本委員 当初の工期に今 12 カ月延びた、12 カ月でできるということで承知したんですが、その理由としては、どういった、先ほど安全対策とおっしゃいましたが、具体的に、どのようなものか、教えていただければと思います。

本田環境整備課長 この廃棄物の内部では高濃度の硫化水素が発生しております。そのため、それが大気中に大量に放出されないように、安全な工事が必要ということですので、これについては硫化水素対策の専門家による検討委員会で検討いただいて、そこで助言をいただきまして、それを実施設計に反映しまして、例えば硫化水素が大量に出ないような施工方法をとったりとか、あと塩川に排水が流れ込まないような対策をしたりと、そういう作業工程がふえたことによりまして、工期が延びております。

宮本委員 すみません。じゃあ硫化水素が発生しているということで、硫化水素、その中にあるわけですね。今は外に出ていないわけじゃないですか。それを具体的にどうすると、撤去する際に出ないようにできるのかという点と、今おっしゃった、塩川に流れないような対策とおっしゃいましたが、それは、もっと具体的に、どういうふうに県と

して、それを行っていくということでしょうか。

本田環境整備課長 硫化水素につきましては、中で生成されているものですので、例えば今回の工事というのは、実際に土壌改良工事のようなものなのですが、クレーンなどで、がさつととってしまうと、大量に中に発生しているものが放出されてしまいますので、それを防ぐために少しずつ切り崩して行って、仮設のところ一旦置いて、セメントとまぜてということを行います。

もう1点、排水のほうですけれど、雨が降った場合、野積みされている廃棄物の中を通して、外に流れ出るわけですけれど。浸出水という形で流れ出るんですが、それを排水するための設備の設置などを行います。

宮本委員 とにかく大いに安全対策していただきたいと思うんですけれども、少しずつ切り崩すと硫化水素が発生しないようにできるんですね。もう1回、すみません、そこだけ説明してください。

本田環境整備課長 表面を削っていくようなイメージなんですけど、今現在、硫化水素が表面上でたくさん出ているということはありません。基本的には出ていません。ですので、その表面を薄く削っていくことによって、少しずつ作業を行えば、多量に放出されないというような状況になります。

宮本委員 この質問の最後に、当然、近隣の住民の方は長い間、このにおいに悩まされたり、その結果、中にそういう非常に有害な、人間の致死量の200倍でしたっけ、ぐらいの硫化水素が入っていることが判明して、それを撤去するわけです。当然、撤去する際に、それが漏れたりとか、あるいは環境に放出される可能性というのは大変周りの住民の方は不安だと思っていると思うんですけど、そこに対する不安の解消というのは、県としてどのような取り組みを行っていくのか、この質問について最後伺います。

本田環境整備課長 地域の住民の方々は非常に早急に工事してほしいと願っていると思います。いつ代執行するかとか、どの程度の工期がかかるのかとか、どのような工事をするのかということにつきましては、安全確保する中でやっていくということを住民の方々に理解していただかないといけないと思っておりますので、早い段階で地域住民を対象とした住民説明会を開催いたしまして、その辺を丁寧に説明していきたいと思っております。

宮本委員 本当にぜひ、コミュニケーションが不安解消の一番大きな近道だと思いますので、しっかりとしたコミュニケーション、説明会やっただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

(造林費について)

森の5の造林費の2つ目のマル新の造林費（林業・木材産業成長産業化促進対策）です。これが200万なんですけれども、ここに下に書いてありますように、この県産材の供給力強化を図るため、伐採・搬出・整理・植栽を一貫して行う取り組みに対して助成すると書いてあるんですけれども、これ一貫するというのがどういうものなの

かということと、じゃあ一貫しない場合との違い、何が違うのかということのを、まず教えていただけますでしょうか。

増田森林整備課長 一貫して行う取り組みですけれども、林業では通常、木材を伐採して、それを搬出するところ。これは伐採業者がやりまして、その後、伐採した後の跡地を整理しまして植栽をするというのは造林業者が行うということが一般的でございます。つまり、一貫して行わないというのは、こういうような別々にやるという方法でございます。

これに対しまして、一貫して行うというのは、今申し上げたような伐採から植栽までのこの工程を一体的に行うということで、従来、別々に行われてきたものを、このように一貫して行う取り組みということでございます。

宮本委員 そうすると、どっちの業者に頼むんですか。つまり、伐採業者と造林業者が1個ずついると思うんですけど、どっちかに両方やってくれというのか、あるいは両者に同時に入ってもらえるのか。その辺は、どんなイメージというか。

増田森林整備課長 今、委員おっしゃられたような2つのやり方、両方とも、これは考えられると思っております。

宮本委員 わかりました。今回この事業について具体的な事業内容というか、じゃあ今回はどのように行っていくのでしょうか。

増田森林整備課長 今回のこの事業につきましては、林業経営体が伐採から植栽まで作業を一貫して行うことを要件としまして、これらの作業のうち、伐採した枝とか木の先端部分の集材、それから伐採跡地の整理、植栽等に要する労務費、資材等に助成を行うことにしております。一貫して行うことを要件としているということなんですけれども、この場合、先ほどの御質問にありましたように、同一の業者が両方を一貫してやるという場合も、その要件に合致しますし、別々の業者が連携して行うというような場合も、この要件に合致するというので、補助の対象になるものでございます。

宮本委員 一貫したほうがいいということなんですよ、きっと。一貫するほうがいいということ、根拠というか、メリットというか、どういった、この一貫システムを導入することによる効果。当然いいものであるなら今後普及させていくべきだということをお考えで今回のこういった補正予算だと思うんですが、今後の普及も含めて、その辺のところを御教示いただけますでしょうか。

増田森林整備課長 この一貫して行う作業を導入することによりまして、例えば伐採とか搬出で使った林業機械を、その後の植栽の過程で、苗木を山に運ぶことに利用するとか、あるいは跡地の整理ですね。林業機械というのは、いわゆる重機ですけれども、そういった機械を使ってやることによりまして、コストの削減ということが図られると期待してございます。

一貫作業システムにつきましては、県内では、これまでほとんどされた実績という

のがございませんので、本事業におきまして、林業経営体のこうした先進的な取り組みを支援、後押しするという、そして、そこでまた得られた知見、ノウハウを、ほかの事業体にも共有していくということで、このシステムを県内で普及をさせていきたいと考えてございます。

宮本委員

今回、まだ実験段階で、どうするかというのは決まっていなような印象も受けるんですけど、すごく疑問だったのが、ある意味、効率化じゃないですか。民間商売というか、ビジネスで協力できると思うわけですが、完全にこれまで規制で分かれていたからこうだったのか、あるいは、そもそもそういう発想がこれまでなかったのか。要するに、一貫してやったらコストが下がって、より競争力が増すというのは誰もが考えそうなことで、なぜこれが、ある意味、今回先進的で、国のほうから、こういった形で補正予算がついてやってきたのかと。ちょっとその辺の背景を最後に教えていただいて質問を終わりたいと思います。

増田森林整備課長

一貫作業システムにつきましては、再生林における低コストに有効な手段ということで、全国でも、例えば国有林で実証が行われていたり、研究機関で研究が行われているところですけども、規制があるとかいうことではなくて、やっぱりそういう発想が今までなかったということです。今回、特に国としては、これから森林資源が充実してふえていく中で、これを活用して林業、木材産業の成長産業化を図っていくというのが課題になっています。再生林の低コストを図ることが木材の生産拡大であったり、あるいは切ったら植えるということで、持続的な林業の確立に資するという、この一貫作業システムで低コストを進めることを国でも重要な施策ということで位置づけて、今回、国で新規に、こういう補助事業を創設したということでございます。

宮本委員

よくわかりました。ぜひ競争力が今、そもそも価格的に国産材や県産材、一生懸命売ろうと努めてくださっているとは思いますが、ぜひ競争力を上げていただいて。これだけ国土の8割、7割が森なわけですから、それが財に変わって、より多くのお金が入るようにしていただくことをお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

古屋委員

今の宮本委員の質問に関連しまして、具体的に補助先の森林経営体というのはどういうところになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

増田森林整備課長

今回のこの事業の対象としましては、例えば森林組合であるとか、あるいは会社組織の林業会社というのを対象にしているところでございます。

古屋委員

そのいわゆる決定方法については、どのようなお考えを持って決定していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

増田森林整備課長

この事業を今回予算計上を検討する過程におきまして、県内のそういった事業体等に要望のほうを調査しましたところ、1社希望がありましたので、基本的には、そ

この事業体を今のところは想定をしているところでございます。

古屋委員 この事業をやることによって、具体的にどの程度の規模の植林を含めた、いわゆる山の整備ができるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

増田森林整備課長 本事業、今年度のこの予算で行います事業規模としましては約 1.5 ヘクタールということでございまして、この事業で直接やるものとしては、言ってみればわずかな面積ではございますけれども、これを普及していくということで、森林整備の面積というのをふやしていきたいと考えてございます。

古屋委員 面積が 1.5 ヘクタールということで、ほんのわずかだと認識しておりますし、また予算が 200 万円程度でありますから、やっぱり県産材をしっかりと、この趣旨、目的にしていくなめには、ぜひ、さらに予算を確保しながら、荒れた森林を整備していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

(「山の日」啓発活動推進費について)

石井委員 それでは、課別説明書の 2 ページ、2 項目ですけれども、第 4 回の「山の日」記念日全国大会の準備費についてでございます。この予算で、全国大会の開催に向けて、今年度、具体的にどのような準備をしていくのか、まずお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

保坂森林環境総務課長 明年度の全国大会に向けて、どんな準備を進めていくのかというお尋ねでございます。まず今予算、議決いただいた後に、来月になりますが、実行委員会を立ち上げたいと考えております。この実行委員会には環境省、林野庁など関係 8 省庁、それから開催市であります甲府市、それから関係団体、これらとともに実行委員会を立ち上げまして、実施計画の策定、それから行いますイベントの検討などを行ってまいります。また、あわせまして、ポスターとかパンフレットを作成しまして周知を行ってまいります。

さらに来月、8 月になりますが、ことしは全国大会が鳥取県で開かれます。知事が次回、開催県として参りまして、明年度の山梨県の開催を PR してまいります。以上でございます。

石井委員 具体的な計画等を、本県の山や森林の魅力を県内外に発信するという事で説明をいただいたわけですが、本県では、この大会で、どのような情報を発信しようとしているのか伺います。

保坂森林環境総務課長 どのような情報を発信していくかというお尋ねでございます。まず本県の山の魅力、富士山をはじめ南アルプス、八ヶ岳、奥秩父、あるいは山梨百名山、これはもちろんでございますが、やまなしの魅力ある森林スポット 100 選、あるいは名水百選など、森林とか水の魅力もあわせて発信をしてみたいと考えております。

さらに、そういった自然景観だけでなく、例えば全国一の面積を誇ります F S C 認証林、あるいは森づくりコミッションを通じて多様な主体によって森づくりを行っ

ていますが、こういった県がこれまで行ってきました取り組みにつきましても情報発信してまいりたいと考えております。以上でございます。

石井委員 わかりました。「山の日」記念日全国大会の開催は大変意義深いものがあると思います。しかしながら、一過性のものであってはどうかと思っているところでございます。そういった意味で、県では、この大会を今後の活動にどのように生かしていくか、それについて考え方をお伺いします。

保坂森林環境総務課長 全国大会を今後どのように生かしていくのかというお尋ねでございます。まず会場となりますのは甲府市でございますが、甲府市だけでなく、可能であれば全ての市町村におきまして関連行事が開催できますように、市町村とか民間団体に働きかけてまいりまして、全県を挙げて、この大会を盛り上げていきたいと考えております。

また、これによりまして、県民の皆様が山梨の魅力を再発見していただくとともに、山の日の意味の理解を深めていただく。こういったことで、本県が誇る山、森林、あるいは自然環境、これを次の世代につないでいけるようにしてまいりたいと考えております。

また、もう一つございまして、県の魅力を繰り返し繰り返し県内外に情報発信することによりまして、山梨のファンとか森林のファンというものを全国に広げまして、これによりまして交流人口の増加とか、あるいは移住の促進にもつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

石井委員 ただいま、さらに具体的なお話を聞かせていただいたわけでございますけれども、「山の日」記念日全国大会を開催するには、本県の山や森林、あるいは水などの資源に魅力、それを守るための取り組みが大変重要だと、このように思っております。大会の具体的な内容は今後、実行委員会でも、さらに来月からですか、検討されていくというお話でございますが、本県にとって実りある大会でありますように、十分御協議をいただいて成果を上げ、今後一層、この山の魅力というのを、県民はもとより県内外へ広めていただきたい、こんなふうにも思っておりますが、よろしく願いいたします。

保坂森林環境総務課長 今さまざまな御提案いただきました。ありがとうございます。今御提案いただいたことを肝に銘じまして、大会を盛り上げて、山梨の魅力を全国に発信していくようにしてまいります。

(旧北富士県有地用途指定解除費について)

鈴木委員 森の2ページの課別説明書のマル臨の旧北富士県有地用途の指定解除費、4,553万6千円ですかね。この指定の解除費についてなんですけれども、これ、もともと北富士演習場の一部であるということと、その中で県や地元の方が国に対して返還を強く求めた結果が、返還実現した土地であるということは承知しておりますけれども、先ほどの説明の中で、吉田の恩賜林組合が県を経由して払い下げを受けたとありますけれども、念のために経過、もう一度詳しく聞きたいと思っております。

保坂森林環境総務課長 旧北富士県有地の過去の経過についてのお尋ねでございます。まず、この旧北富士県有地につきましては、そもそも昭和48年に、それまで北富士演習場が、アメリカ軍が管理していたものが国に返還されまして、自衛隊の演習場に使用転換になった際に、その演習場の用地から外れたものでございまして、外れた用地を地元払い下げるといったことになったものでございます。ただ、これを昭和52年に一旦、県が払い下げを受けたものでございます。この際に、60年間、林業整備事業の用に供するという用途指定が課されたところでございます。その後、平成16年になりまして、県が改めて、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合に再払い下げを行ったという経緯がございます。以上でございます。

鈴木委員 わかりました。で、富士吉田の南スマートインターチェンジの整備に伴いという文言があるんですけども、吉田恩組が、インターチェンジの用地として売却する土地が用途指定の解除の対象となる土地という理解でいいのかな。そして、その面積はどのくらいあるのか、ちょっと聞きたいんですけど。

保坂森林環境総務課長 今回、用途指定の解除の対象となった土地とインターチェンジの用地の関係でございますが、実を言いますと、まずインターチェンジの用地の面積は3.03ヘクタール、3万300平米になります。これに対しまして、旧北富士県有地に当たりますのは、その中で2.85ヘクタール、2万8,500平米でございます。その残りが0.18ヘクタールでございますが、これはもともと吉田恩組が持っている土地ということでございます。以上でございます。

鈴木委員 その用途の指定解除費ということでありますけれども、吉田恩組が所有する土地の用途の指定を解除するために、なぜ県が国に対して解除のための費用を納付する必要があるのか、その辺もちょっと聞きたいんですけど。

保坂森林環境総務課長 なぜ県が国に対して納付しなきゃいけないのかというお尋ねでございます。これも過去の事情がございまして、先ほど申し上げましたとおり、県が国から払い下げを受けた際に、まず60年間の用途指定を受けておりまして、その際、この指定を解除する際には、国の承認を受けた上で、払い下げたときの価格との差額を国に対して納付するという特約を課されたところでございます。これを平成16年に県から吉田恩組に払い下げたときには、この特約自体を吉田恩組が引き継ぐとともに、国に対してお金を納付するという、その事務自体を県が行うことという条件が付されておりますので、今回、県が吉田恩組から差額金を納付していただいて、その同額をそのまま国に納付するというものでございます。以上でございます。

鈴木委員 ちょっと難しいね。一応、所管にはならないかもしれんけどもね。この富士吉田南スマートインターチェンジの、わかれば供用開始、これはどのくらい、いつごろになるのか、ちょっとどうなんでしょう。ただ、所管じゃないよね。わかっただけでいいよ。わからなきゃいいよ。

保坂森林環境総務課長 NEXCO中日本によりますと、平成 32 年度中の供用開始を目指していると聞いております。以上でございます。

鈴木委員 聞きますと、富士吉田南スマートインターチェンジ、これはもともと地元の方々が設置を強く要望していたものであり、供用開始になれば、いろいろなことが考えられるんですけど、主に、例えば、あれは 138 号線になるのかな、その辺はどういうふうに見ますかね、今後。

保坂森林環境総務課長 委員御指摘のとおり、地元の方が強く要望してきたものと私どもも承知しております。このスマートインターチェンジが供用開始になりますれば、例えば国道 138 号の渋滞緩和、あるいは周辺地域での産業の活性化、観光客のさらなる増加、こういったものにつながるのでありまして、また、そのほかにも大規模災害時の避難路としての効果も期待されているというふうに私どもは承知しております。以上でございます。

鈴木委員 最後になりますけど。一応、用地指定の解除から用地の売却まで一連の手続が円滑に進んでいくと思うんですけども、インターチェンジの供用開始に一步でも早目に近づいていくことを期待したいと思います。

保坂森林環境総務課長 私どもインターチェンジの供用開始に一步でも近づきますように、まず私どもとしては、今回の用途指定の解除に伴う差額金の返還という事務を滞りなく行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 6 5 号 平成 3 0 年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(松くい虫対策について)

宮本委員 1 点だけ。甲府市の観光協会の幹部の方から言われまして、昇仙峡の松くい虫対策

についてお伺いしたいんですが。ここから上がって行って、千代田湖を越えて、左側というか、こっちから見て左側に岩肌が見えてきたところ辺あたりから、かなり松が茶色く枯れて、しかも、その倒れた木が放置されている状況ということで、実際、一度御相談も申し上げた次第ではあるんですけど。私も、その後、見に行きまして、正直言うと、甲府市として、観光地として大事な地でもありますし、そこのそういった森林というか、木材というか、茶色く枯れたものが、そこに放置されているのは非常にみすぼらしいし、みっともないというお声もありましたし、私も見てきて、そうだと思いますんですけども。現状として、まず、この昇仙峡に限らず全てのところで松くい虫は問題となっていることは承知しているんですけど、観光地というのは、やっぱり目で見て楽しむものでありますから、そこに対して具体的に現状どのような対策をしているのか、まず伺います。

増田森林整備課長 委員の御指摘のとおり、本県におきましては松くい虫被害、最初、昭和 53 年に発生をいたしまして、昭和 62 年にピークがあったわけですけども、その後、減少傾向にはございますけれども、例えば平成 29 年度につきましては、県内 15 の市町村で被害が確認をされておりました、その被害量は約 5,000 立方メートルということで、依然として深刻な被害レベルにあると考えております。

対策としましては、効率的な対策を行うために、森林病虫害等防除法というのがございまして、これに基づきまして、保全すべき松林の区域を指定しております、ここを重点的に、県有林の場合は県みずから、そして民有林については市町村が実施主体となりまして、枯れた松を伐採して、伐倒して、薬剤で処理をするとか、あるいは事前に被害を防止するための薬剤を木の幹に注入するとか、あるいは景観上問題、景観に支障があるような枯損木については処理をするといったような対策を講じてきてございます。

その景観対策のほうは国からの補助でなくて県独自の単独事業ということで措置を、平成 27 年度から、させていただいております、こちらのほうを活用しながら対策に取り組んでいるということでございます。

宮本委員

県有林と市町村の管理と民間が入りまじっていることも承知しております、なかなか大変だとは思いますが、ただ現状を見てみると、大分茶色くなっていて、甲府市が誇る、山梨県も誇ってくださっていると思うんですけども、ああいう景勝地を、やっぱり整理というか、きれいに見せるというのは非常に重要なと思います。

現状、そうはいつでも今、かなり枯れた木が倒れたままであったり、そういうものが、やはり、かなり見えますので、そこはさらなる対策というか、もちろん今おっしゃった、景勝地であるからこそ、より一層対策して下さっているとは思いますが、さらなる対策とか、そういったことは検討されていないのでしょうか。

増田森林整備課長 昇仙峡は山梨県の中でも特に森林を含めた自然景観というところが重要な箇所と認識しております、先ほど申し上げましたような対策を実施してきているところでありますけれども、例えば昇仙峡の場合は非常に地形が急峻、崖のようなところが多々ございますので、どうしても安全とかを考えると伐採できないというところが残ってしまっている箇所とか、あと年を越して枯れたので、当初の事業の対象から外れ

てしまっていて残っているというようなこともございまして、やはり景観上問題になっている箇所もあるかと思っております。

切り倒したものが散乱して、それが観光客の方の目にとまるということもあるかと思っておりますので、そういった箇所につきましては、ちょっと現地を確認させていただく必要があるかと思っておりますけれども、確認した上で、例えば丸太を細かく玉切りにして周辺になじむようにするとか、あと処理自体の場所を目立たないところにするとか、そういった配慮も指導しながら対策を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

宮本委員

ありがとうございます。インバウンドもことし、去年とか130万人を超えて、ああいう、これまでなかなか観光客減っているような場所であっても、外国人のインバウンドの取り込みとか、新しい活用の仕方、さらなる誘客の仕方はあると思っておりますし、そのときに、やっぱり、ああいった枯れ木が散乱している状態、本当によろしくないし、逆に山梨県としても恥ずかしいんじゃないかと思っておりますので、甲府市との連携、あと民有林との連携、そして今、課長おっしゃったように、さらなる対策、ぜひお願いすることを強く期待しまして質問を終わります。

じゃあ、意気込みをお願いします。

増田森林整備課長 委員のおっしゃるとおり昇仙峡は大変重要な地域でありますので、県内ほかの地域もそうですけれども、しっかりと対策を、連携して講じてまいりたいと考えております。

久保田委員

昇仙峡の問題ですけど。関連。今、宮本委員がいろいろ質問しましたけど、たまたま私が先週の日曜日、県外と同級生、森林には相当詳しい方ですが、あれは大分前から松くい虫にやられていると。山梨県は、なぜ対策しないのかと指摘されました。確かに見ながら、伐採しても見えるところじゃなくて高いところ、ずっと松くいにやられているんですね。やる気があればできると思います。危険とかそういうのは、県庁の職員がやるんじゃなくてプロがやるんですから、お金もらって。できる限り、今言ったように観光で、昇仙峡にも皆さん来ていますので、やはり優先して、県外の皆さんが、あの山を見てどう思うかって。私の同級生、がっかりしておりました。これが昇仙峡の山々かと。やはり早急に伐採してほしいなど、そう思います。見える範囲でいいんですからね、とりあえず。そんなに面積的にはないと思いますよ。よく現地行って見てください。

増田森林整備課長 昇仙峡ですね。ちょっと繰り返しになりますけれども、私どもも非常に重要な箇所と思ひまして、松くい虫対策の事業、ここで行っておりますので。どうしてもプロでも、やはり、なかなか切れないところというのが実はございまして、そういったところをどうするかというのも含めまして、今後検討して、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

久保田委員

公務員は、検討とか、いろいろ言いますが、検討といえば、また2年、3年、先延びるんですね。検討じゃなくて、やると言ってくださいよ。

大柴委員長 執行部どうですか。

増田森林整備課長 しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

(「ちょっと表現が」と呼ぶ者あり)

(大月の木質バイオマス発電所について)

卯月副委員長 先日、我々、土木森林環境委員会で松くい虫の被害を受けた木の利用方法について、熱源として、この松くい虫の被害を受けた木を利用しているという施設を見学いたしました。この取り組みは、民間の企業と、林業事業者が連携して、今まで使えなかったものを、主に給湯の熱源として利用する、非常にいい取り組みだと思いますけども、私の地元の大月でも、木質バイオマス発電所が今、試運転、本格的な稼働は8月と聞いています。笹子トンネル抜けて、国道から行っても、高速から行っても、結構大きな目立つ建物なんですけど、そこで始まろうとしています。

このバイオマス発電所は、地域の未利用材を活用できるという大変いい試みだとは思っているんですが、この発電所について、わかれば発電量。どのぐらいの家庭数をカバーできるのか。また、それに対して、どのぐらいの木質チップが必要になるのか。これもわかればですけど、これができることによって、地域にどういったメリットがあるのか。わかれば教えていただきたいと思います。

山田林業振興課長 幾つかの御質問をいただきましたが、まず大月バイオマス発電所の出力についてです。これにつきましては、1万4,500キロワットであると聞いています。これは一般家庭に換算しますと、3万世帯が1年間に消費する電力に相当する規模だと聞いています。次に、使用するチップの量につきましては、年間約15万トンのチップを必要としていると聞いています。このうち未利用材をどのぐらい利用するかというところは、まだ明確には示されていませんが、県内の間伐材等を積極的に使っていくことになり、今まで林内に放置されていた伐木や、枝葉の部分等が有効活用されることになり、地域の林業事業者の収入増につながるなど効果が期待できます。

また、20年間は、この発電所が稼働することになりますので、その間チップを安定的に供給していくことになり、事業者の新たに雇用にもつながるのではないかと考えているところです。

卯月副委員長 わかりました。1万4,500キロワットと3万世帯ということで、バイオマス発電所としても相当大きな規模のものだと認識はしているんですけども、当初、実は私も、この計画が持ち上がったとき、市議会に在籍してまして、その初めの事業者が説明したときには、50キロメートル圏内から材料を集めるという説明があったんです。ところが、いざ始まって、試運転の段階ですけど、どうやら、そういったことばかりではなくて、もっと遠いところからも持ってきていると。地域の期待していた林業事業者さんには、なかなかお声がかからない部分もあるようなんですけども、このことについて、どのように認識し、どう支援していくのか、お聞かせいただきたいと思っています。

山田林業振興課長 委員御指摘のように、剪定枝等を県外から持ってくるようなことで計画されているということはお聞きしております。実際に県としましては、県内の林業事業者のほうにお金が落ちるといいますか、県内の未利用材をうまく活用してもらおうということが非常に重要だとは思っていますので、地域協議会というものを立ち上げまして、直接県がというよりは、大月市のほうに働きかける中で立ち上げまして、そこで需要と供給の情報共有をきちっとするような形で進めていると。そこに県もアドバイザーというような格好で参画させていただきながら情報を提供しているということでございます。

実際に供給することを考えますと、チップを使うということですので、チップをきちっと供給できるような体制が必要だということもちょっと思っています、そういう中で今年度、実際にチップに加工する移動式チップパーというものを事業者が購入するということがありますので、そちらのほうに支援していくようなことも考えてございます。以上です。

卯月副委員長 そのとおりで、その協議会ができましたと。いろいろ協議する中で、なかなか、その事業主さんと連携がうまくいっていないとか、そういった受け入れ価格とかも、明確に提示がされていない状況が続いているようです。おっしゃるようにFIT制度を活用していると思いますから、20年というお答えでしたけど、FIT制度を活用すれば当然20年稼働はするものだと思いますので、今後そこについて、連携している地元の協議会が非常に重要な役割を果たしていくと思うんですね。そこに対して、県としても、いろいろな支援をしていただかなければならないと思っています。助言とかですね。そこについて、もう1回お答えいただいてもよろしいですか。

山田林業振興課長 協議会の設置については、立ち上げの時点で、働きかけを行いました。なかなかうまく機能していないというような部分も、今の時点だとあるのかなという認識はしております。そういう中で、もう少し活発に活動ができると思いますか、協議ができるようになるように、出先の林務環境事務所配置した普及指導員がいますので、そういう職員が中心となり、指導・助言等、さらに積極的に進めて、協議会が活発に活動するように働きかけていきたいと考えています。

卯月副委員長 ぜひお願いしたいと思いますが、先ほどお話しされたように、もう試運転の段階で、地元から何人か雇用も生まれているようです。そういった面ではありがたいと思っていますし、いいんですけども、通常、今まで全国で稼働している発電所、バイオマス発電所を見ると、地元の県産材なり地元産材の受け入れは、やはり遠くから持ってくるものよりも、価格的にも優遇されていることが普通らしいんですね。ところが、初めのころには、すごくいいキャッチフレーズ、ふれ込みで始めたところが、いざ始まったら、地元に対してメリットが見受けられない。見受けられないとか、まだ見えてこないというところなので、これについても、ぜひ、今おっしゃられたようにご支援していただきたいなということで。

さっきチップパーのお話が出ましたが、当初は、新聞報道等でありましたように、チップ工場はその業者がつくるという話だったんですね。初めの会社と今の会社は違う

ので、そこがそうといえそうかもしれないんですけど、そういった約束もあったのにもかかわらず、それをかえませんよと。移動式チップパーで地元の業者に、それで代用、代用って、ちょっと言い方、不適切かもしれませんが、規模の小さいものでやるということもあつたりするので、そういったことも含めて、ぜひいろいろなご支援をお願いしたいのと、もう一つは、我々が市議会で聞いたときには、燃しつける燃料として燃し木にヤシガラを使うという説明があつたんですよ。だけど現状、でき上がったタンクがあるので、あれは何かと聞いたら、重油のタンクらしいんですね。結局、重油に変わってしまっていると。こういうことも、地元の説明があつたのか、ないのか。また、それを変えることによって、何か県に申請が必要じゃないのかなとも考えたりしたので、その辺、あわせて最後に教えてもらっていいですか。

山田林業振興課長 重油の件につきましては、始動時のみに使用すると。ボイラーなど、機械が温まらないと、なかなか効率が悪くなるということで、最初の熱源として使うと聞いています。

ヤシガラについては、燃料が足りない場合、予備的に使用すると聞いているところですよ。

渡辺大気水質保全課長 基準につきましては、ボイラーの設置ということで、大気汚染防止法の届け出が必要になりますので、その基準に沿って届け出をしていただくことになるかと思っています。

卯月副委員長 いずれにしても、本格稼働がもうすぐ始まるということで、一番の目的というか、地元にもメリットがあるような施設でないと思えます。年間15万トンということですから、莫大な量だと思えますし、通常それだけのトラックも、地元を通過して、交通に対してもいろいろな影響があるということですし、特に発電所ですから、稼働を1回始めると、多分そんな簡単には休めないと思うんですよ。ということは、例えばお盆であるとかお正月とか、そういうときには、さらに燃料をストックしておかなきゃいけないので。もともと、田舎なものですから、そんなに車のないところに、すごい数の大型の車両、大きなトレーラー等々が入ってきますから、そういったところも含めて、県の御助言なり御指導をお願いしたいと思えます。

山田林業振興課長 林業振興課としましては、県内の未利用材を多く使ってもらおうよう、できる限りの支援はしていきたいと考えております。

渡辺大気水質保全課長 大月バイオマスにつきましては、環境アセスメントをしておきまして、事業実施後につきましても、環境への影響ですとか、行った環境保全措置について県に報告がされることになっておりますので、そういった手続を通じまして、内容を精査し、必要な指導をしていきたいと考えております。以上です。

(廃棄物の不法投棄について)

土橋委員 きょう朝刊に、1面に大きく不法投棄未撤去、1,253カ所という記事が出ていました。これ、ちょっと興味深かったから、しっかり読んだんですけど、新聞の内容につ

いて、もう一度しっかり、どういうことかという説明ができれば、していただきたい
と思います。

本田環境整備課長 不法投棄された箇所、量、そういったものを毎年、結果を公表しているわけなん
ですけれど、今回、最初に未撤去 1,253 カ所と出ているんですけど、これにつきま
しては、その前年度末に残っている箇所数、約 1,000 カ所、そして通報とか監視によ
って平成 29 年度中に発見された箇所が約 900 カ所、そして監視員等がその場で撤去
したり、また行為者を特定しまして、そして撤去に結びつけた案件などが約 700 カ所
ということで、そして差し引きで 1,253 カ所ということになっております。

また、この内訳としましては、家庭などから出される一般廃棄物が、その未撤去の
主なものとなっております。

土橋委員 新聞の内容だけを見てみると、とんでもない量ですよ。475 トンとかという、す
ごいトン数になっているし、また前年度から比べて 3.5 倍ですか、637 トンとかと。
こういう記事出ているんですけど、撤去進めても、新たなものがどんどん、どんど
んふえていったら、追いかけてこになっちゃうと思うんです。新たな不法投棄がどんど
んふえていると、県ではどのような不法投棄対策、要するに撤去だけじゃなくて不法
投棄の対策をしなきゃならんと思うんですけど、どんなことをしているのか教えてく
ださい。

本田環境整備課長 県で行っている具体的な対策、施策としましては、不法投棄の未然防止、早期発
見・拡大防止ということが主体となっております。具体的には、県、市町村、関係機
関などによって構成されます廃棄物対策連絡協議会の監視員による監視とか、あと民
間の警備会社に委託しまして、休日、夜間のパトロールを行ったり、あと約 900 名
のボランティアによる監視など、またトラック業界などの事業者団体と協定を結びま
して、監視をしていただいたり、通報いただいたりとか、あと市町村に対しては、県
単補助事業ですけど、頻繁に不法投棄されるような場所に柵を設置するといったと
ころに補助を出したりとか、各種事業を行っているんですけど、新規の不法投棄があ
るのが現状です。

土橋委員 今の話で、県がどのような対策をしているかということは大体理解できました。た
だ、結果的に不法投棄の数が減っているわけじゃなくて、何かこれだけ片づけたけど、
来年になったら、またふえているという。トン数も、3.5 倍もふえているなんて、記
事によると、そういうことも書いてあるんですけど。確かにやっているんですが、ふ
えていったじゃ困りますよね。今後は、もっともっと強化して、どんなことをしてい
たらいいのかとかというお考えがあるようでしたら教えてください。

本田環境整備課長 いろいろな事業をやっておりまして、特に悪質な行為者に対しましては、警察と
連携しまして、告発まで持っていったりとか、厳正に対処はしておるところなんです
が、とはいっても、できることがないかということで、今後は各県でやっている
事業を参考にいたしまして、取り入れることができるかということの研究しまして、
さらなる不法投棄の防止対策に努めてまいりたいと考えております。

土橋委員

難しい問題かもしれない。夜中にそつと行って、ぱつと捨ててきちゃえばわからないとか、いいことじゃないのを承知でもやっている。私のうちのすぐ近くに、国道358号の道路沿いの本当にいい場所、インターのすぐ近くで入り口に、何とか商事とかという不要品を集めているところがあって、それがまた半径100メートル以内に十軒ぐらい住宅があるが、大型のユンボでガッシャンガッシャン、ガッシャンガッシャン、午前中からやっていて、うるさくてしょうがない。見てくれも悪いし、あまり山積みになるようだったら注意してくださいねというお願いを以前からしたりした。そうしたら、玉諸のほうには、もっと民家が多い中に、そういうのがあって、その近くの家から、うちのドアがあかなくなっちゃったとか、そんな苦情も受けたりして、そういった業者が何か悪い業者のようなイメージがすごくあったんですけど、不法投棄は千二百幾つでしたっけ、1,253カ所も、やたら捨てられたりして、そういうことがあると、今度、それらの業者の仕事が大事な仕事なのかななんて思うようになってきたんですけど。

この不法投棄の未然防止、早期発見、撤去などを対策を強化して、そういう業者のところへ持っていってもらうようにしてでも、不法投棄が減ることを本当に期待をしています。格好悪いし、汚いし。さっきの松くい虫の話もそうですけど、観光地へ行ったら、何か物が、冷蔵庫が捨ててあったとか。家電が多いようですけど、この記事によると。電気製品みたいなのが捨てられていたりって、あまり格好いいものじゃないから、本当に不法投棄に対する、いろいろな強化が必要だと思います。

森林環境部長、決意を、減らしますという決意をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

井出森林環境部長 委員御指摘のとおり、不法投棄が非常にふえているということで、結果的に、私どもといたしましても撤去に向けた取り組みも不断の努力をしているわけですが、依然として、それが増加していると。これに対しましては、やはり不法投棄というものは犯罪であるということを私どもも認識しております。さらに、犯罪ということになりますと、やはり警察部局との連携ということも必要になってまいります。また、一般廃棄物が非常に多いという傾向がございます。こうなりますと、やはり市町村との連携も必要になってまいります。

そもそも県で、こうした早期発見ですとか未然防止という取り組みをしようとしても、県職員の数も限られてございます。そうしたことから廃棄物対策連絡協議会、警察、市町村、また関係団体のお力もかりながら、この不法投棄を根絶するというものに向けて、引き続き不断の努力をするとともに、新しい事業につきましても調査研究をいたしまして、検討してまいりたいと思います。

委員の御指摘を肝に銘じて取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

主な質疑等 県土整備部関係

※第64号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの

(緊急街路整備費について)

宮本委員 県土の7ページの街路事業費について、上から2つ目の丸ですね。上から3つ目の枠についてお伺いしたいと思います。まず、11億ということで、緊急街路整備費が非常に大幅な増となっておりますが、その理由と内容についてお伺いします。

樋口都市計画課長 ただいまの宮本委員の質問にお答えいたします。街路事業費の国補決定でございますけれども、地域高規格道路への一次アクセスや通学路の歩道整備など、国の重点施策に合致したということを認められたことから、十分な国費の配分が得られたものと考えております。

主な配分といたしましては、甲斐市を南北に縦貫する田富町敷島線の整備に4億6,000万円余、また山梨市の主要幹線である山梨市駅南線に約2億5,000万円余、甲府市の遠光寺東交差点の改良として、太田町蓬沢線に約2億4,000万円余が配分されているところでございます。

宮本委員 これ、どの路線に何円付いているといったものを、ペーパーでもらうことって可能なんですか。今、田富町敷島線とか、あと遠光寺どこというのがあるんですけども、そのどこに幾らみたいなの、後でペーパーをいただいてもよろしいですか。

樋口都市計画課長 後ほど路線別の表等をお渡ししたいと思います。

(「委員長がちゃんと諮って、委員会として資料出さなきゃだめだろう。個人的なものはだめだよ。委員長が諮って、で、出していいかということを経って、それで全員に出す」の声あり)

大柴委員長 執行部に申し上げます。ただいま宮本委員から要求がある資料につきましては、どのぐらいでできますか。

樋口都市計画課長 本日夕方までにはお届けできると思います。

大柴委員長 じゃあ、皆さんのところにお配りするということでよろしいでしょうか。

樋口都市計画課長 はい。

大柴委員長 じゃあ、そのように提出のほう願います。

宮本委員 今幾つかあった中で、田富町敷島線4億6,000万という配分があったという話ですが、その具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

樋口都市計画課長 田富町敷島線についてでございますけれども、先ほどお話ししたように、甲斐市を南北に縦貫する主要路線ということで、竜王駅周辺の渋滞の解消、緩和などを期待される重要な路線であります。現在、甲斐市名取の国道 52 号線から国道 20 号、甲府バイパスまでの間を富竹 I 期工区として重点的に整備しておりまして、今回の補正は、この区間の用地取得について早期に進めるための用地補償費が主な内容となります。以上です。

宮本委員 わかりました。ちなみに、この補正で、その田富町敷島線の整備は、どれぐらい進むのか、最後にお伺いしたいと思います。

樋口都市計画課長 先ほど申し述べました富竹 I 期工区につきましては、昨年度末の状況で用地取得が 78%ということになっておりますけれども、今回の補正をいただきまして、本線部のほぼ全てということで、取りつけ道路を除きます約 88%の取得まで見込める状況になっております。

また、それ以外の大下条工区につきましても、今回の補正をいただきましたことで、工事を発注して、早期の完成を目指して取り組んでいきたいと考えております。

(繰越明許費について)

石井委員 それでは、30 年度の山梨一般会計補正予算についてですけれども、一般会計で 20 億円余の繰越明許費を設定しようとしているところでございますが、今回 50 億円余の予算を増額補正しても、多くが繰り越されるというようなことがあれば、早期に補正をする効果がないのではないかなど、こんなふうに思いますが、先ほど来説明もありましたですけれども、県の考え方をもう一度教えていただきたいと思います。

成島県土整備総務課長 今回、補正予算に計上している工事等につきましては、準備が整い次第、速やかに発注等をしていこうとしているところでございますけれども、先ほども申しましたとおり、適正な工期というものを確保するに当たりまして、どうしても翌年度に工期がまたがってしまうという工事もあるために、それらの工事につきまして今回、繰越明許費の設定をお願いし、御議決いただいた後には、速やかに契約を締結したいと考えております。

早期に繰越明許費を設定することによりまして、速やかな工事の発注が可能となり、年度内の工事の進捗も図られていくのではないかと考えているところでございます。

石井委員 今、速やかに執行可能となるようにしていきたいというようなお考えでございますけれども、今回、繰越明許費に設定することにより、上半期の契約額は、どのようにふえていくのかということを、ちょっとお伺いしたいんですが、よろしいですか。

成島県土整備総務課長 今回、繰越明許費をお願いしております約 20 億円の部分につきまして、予定している設計価格ベースで言いますと、約 32 億円となります。ですので、これが 32 億円が上半期の契約額に上乗せをされていくと考えているところでございます。

石井委員 繰越明許費の設定が早期発注の効果があるとのことでありまして、それにつ

いてはわかりますが、それ以外にも、繰越明許費を6月に設定するメリットがあるかどうかということで、お願いします。

成島県土整備総務課長 公共事業につきましては、どうしても年度当初に発注量というか、工事が減ってしまうということがございまして、年度末に多かっただりという偏りがあるというのが課題となっております。今回お願いしている繰越制度などを活用することによりまして、翌年度の年初の部分に一定程度の工事費が確保できるというメリットというか、それで平準化が図れていくかなと考えているところでございます。

これによりまして、建設業者の人材、資機材の効率的な活用であるとか、あるいは担い手の処遇改善にも資するのではないかと考えているところでございます。

また、早期に繰越明許費を設定することによりまして、余裕を持った工期設定も可能になるというものでございます。特に河川区域内で実施する工事につきましては、6月から10月の出水期のうちには工事できないものですから、そのうちに発注や工事の準備等を行いまして、11月から5月の渇水期に本工事を実施するということが最も効率的なわけですけれども、これらに沿ったような工事も可能となるんじゃないかと考えております。

さらに、先ほど言いましたように、早期の発注工事の着手が可能となるということによりまして、年度内の出来高がふえますので、実質的には繰越額も減るのではないかと考えているところでございます。以上です。

石井委員 わかりました。業者も仕事が上半期と下半期から見て非常に不安定なことも耳に入ってきております。できるだけ平準化をしながら、工期もしっかりと持ちながら、優良な品質を納めていただけるということも考えれば、ぜひ今後におきましても、しっかりと、そういったことで計画的にお願いしたいと思っております。以上でございます。

成島県土整備総務課長 今、石井委員御指摘のとおり、これからも適正な工期だけでなく平準化等々にも、繰越明許費だけでなく債務負担行為等も活用する中で、平準化に努めていきまして、建設業者の、先ほど言いました担い手の処遇改善も含めて、積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(緊急道路整備改築費について)

鈴木委員 緊急道路整備改築費の補正、県土の2ページなんですけども。市川三郷富士川線の富士橋に使うということで聞いているんですけども、その富士橋の今の橋の状況はどうなんですか。

清水道路整備課長 富士橋につきましては、老朽化が進んでいることなどを踏まえまして、平成28年度からかけかえ事業に着手しているところでございます。今のところ、昨年度までに河川管理者との協議だとか、地元への説明などを終えまして、全体の詳細な設計がまとまったところでございます。今年度から橋梁の工事のほうに着手していきたいと考えております。以上です。

鈴木委員 工事に着手するという事なんだけど、6月の補正の予算で、どのような工事を予定しているのか、お聞きしたいです。

清水道路整備課長 新しい富士橋につきましては、橋長が304メートルで4径間ということになりますので、下部工が5基ということになります。今年度は、この6月補正を活用しまして、右岸側の橋脚2基の工事について着手していきたいと考えております。以上です。

鈴木委員 通例は9月議会に補正が出てくることが多いかな。6月に補正ということの中での富士橋の工事というのは、全体的にどんなメリットがあるのかな。そこだけ聞いて終わるけども。

清水道路整備課長 先ほど来出ていますけれども、橋梁の下部工というのは河川内の工事になりますので、11月から5月という渇水期施工が義務づけられているということになります。9月補正後に発注する場合につきましては、発注準備だとか施工準備だとかということをお考えますと、実際に河川内の工事に入れるのが12月もしくは年末から年明けぐらいということで、実際の工事は、その場合におくれる着手になってしまいます。そうしますと、例えば規模の小さい工事であれば、5月までの渇水期中に仕上げることもできるんですけれども、今回の富士橋につきましては、ちょっと地盤も悪いことで、橋脚の全体の高さが40メートルほどになる、ちょっと大規模な橋脚となります。

そうなりますと、1渇水期で施工するのが、非常に難しくなります。そうなりますと、2渇水期ということになって、2年間を要するというようなことになってしまいますけれども、6月に補正することで、11月の初めから施工に入れるということをお考えますと、1渇水期で終わって約1年、工期が短縮できるというようなメリットがあると考えています。以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第66号 平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(西関東連絡道路開通による交通量の変化について)

古屋委員

2点ほど質問したいと思います。1つは、去る3月21日に雪の中、議長をはじめ多くの関係者の出席の中、西関東道路が桜井から岩手ランプまで約9.3キロが開通いたしました。その後、県などが連休後、交通事情の調査をなさっているのをちょっと拝見いたしました。その状況で、マスコミ等々にも何回か記載されておりますが、1997年から比べると20分ぐらい短縮されたと、こんなようなことも記載されております。

したがって、本委員会において、交通量や渋滞などの動向がどういうふうに変ったのか、説明をぜひしていただきたいと、このように思いますので、よろしく願います。

清水道路整備課長 西関東道路の全線開通ということに伴いまして、調査を行いました。今の新聞報道にもあったということなんですけれども、例えばわかりやすい例といたしましては、3月の時点で最終区間、全線開通だったんですけど、それまでの終点といいますか、八幡南ランプというところで今までは終点だったんですけども、その交通量を調べてございます。

西関東連絡道路の本線の交通量なんですけれども、12時間の交通量で全線の開通前は7,740台だったものに対しまして、開通後は9,220台となりまして、約1,500台、19%の増加という結果になっております。

また、その八幡南ランプ付近の現道、国道140号のほうにつきましては、開通前が7,050台だったのに対しまして、開通後は6,240台ということで約800台、11%、現道のほうは減少しているという状況になってございます。

現道から西関東連絡道路のほうに交通が転換しているということがわかるかと思えます。

これによりまして、八幡南ランプ入り口という現道に交差点があるんですけども、その交差点は開通前には180メートルぐらいの渋滞を起こしていたわけなんですけれども、西関が全線開通後については、今、既になくなっていて、解消されたという調査結果は出ております。以上です。

古屋委員

全くそうですね。私も毎日、実は八幡ランプから桜井まで、この道路を利用させてもらって県庁に来ているわけでありまして、その交通量の転換に伴って渋滞が減っているようなことは日々感じているわけでありまして、この整備効果というのをどのように県のほうでは受けとめているのか、まずお聞きしたいと思います。

清水道路整備課長 まず自動車専用道路ということで幹線道路が整備されたということになりますので、甲府地域と峡東地域を結ぶ道路ネットワークが強化されたということと、その両地域の交流促進が図られるとは思われます。また、現道の交通が国道140号から今の西関東連絡道路に転換したということは、国道140号ばかりでなくて、その周辺の道路の混雑の緩和にも、緩和されるのではないかと期待されると考えています。

あと、自動車専用道路ですので、交差点もないということからいけば、交通事故の発生率も低く抑えられますし、周辺道路でも交通量が減るということで、交通事故の減少という期待もございまして、これが、整備効果としては考えられるのではないかと考えます。以上です。

古屋委員

この関係で最後になりますけど、この事業の推進とあわせて、英和大学の前の十郎橋交差点の改良事業が今回一緒にされたわけでありまして、その際、車線変更を含めてやりまして、山梨側から十郎橋交差点に入って、それが北バイへ移る、右側へ移るところ、2車線になりました。これは、今まで大変混んでいたんですけど、スムーズに北バイに入っていける状況に、ここ数カ月見ているとなっているわけでありまして。

一方、直進してJRをまたぐ陸橋というんですか、JR陸橋をまたいで20号バイパスへ抜けていく、この直進道路につきましては、今朝もそうでしたけど、毎日というわけじゃないんですが、比較的直進道路が、英和大学の入り口あたり前からずっと、陸橋渡って、先の信号ですね。あの辺まで混んでいるという状況があるんですけど、その辺について、混雑を緩和するのに対策か何か考えているのかどうか、最後に、この関係では伺いたいと思います。

清水道路整備課長 十郎橋西交差点という交差点になるかと思っておりますけれども、委員御指摘のとおり、この開通に合わせて改良いたしました。甲府のほうから西関東のほうに向かう左折の専用レーンというのをつくりまして、現道につきましては、本当に820メートルぐらいあった渋滞が解消されたと、そういう声もいただいているところです。

確かに委員御指摘のとおり、西関東のほうから出てきて直進するものにつきましては、右に曲がりやすくなった分、直進するのが、どうも混むような状況が今見られるということでございまして、その跨線橋の先の信号からずっとつながっているというようなことを、調査の結果では、そんな形になっております。

今、その先の跨線橋の南と、あと城東バイパスで曲がるT字の交差点があるんですけど、その2つの交差点につきまして、信号の赤青の現示といいますか、サイクルですね。それを今、警察、公安委員会のほうと協議しておりまして、7月に試験的に変更してみるということの試みを今やろうということで協議を行っている、7月に実施する方向で今、調整中ということでございます。以上です。

古屋委員

ぜひ調査結果を踏まえて、せっかくいい道路をつくったわけでありましてから、スムーズな交通ができるよう、やっていただきたいと思っております。

(雁坂トンネルについて)

2つ目は、雁坂トンネルの有料道路について2つほどお伺いしたいと思います。御案内のとおり、ことし4月22日、山梨日日新聞で大きく、この雁坂トンネルの課題について報道がされました。開通から20年を経て、通行量が、当初予定しているよりも、かなり減少しているというようなことが報じられていましたけど、まず通行台数の変動について、どのような状況になっているのか、お伺いしたいと思います。

清水道路整備課長 雁坂トンネルにつきましては、通行台数は開通の初年度が平成10年ということなんですけれども、最高の75万6,000台というのを記録しております。平成16年ころまでは大体、約70万台ぐらいで推移しておりました。その後なんですけれども、平成15年ぐらいから、いろいろな要因は考えられます。例えばガソリンの高騰だとか、あと、その後19年ぐらいから、圏央道が関係しているかどうか何とも言えない

ところではありますけれども、圏央道だとか、E T Cの割引制度だとか、そんなことも影響したのではないかと考えられますけれども、平成 10 年、また平成 19 年ぐらいから 60 万台、平成 21 年度からは 50 万台を下回ったような状況になっておりまして、平成 23 年度から現在までにつきましては、一時 27 年度に無料化をしたときには違いましたけれども、約 43 万台ぐらいで今、推移しているというような状況でございます。

ただ、平成 23 年度に経営計画というのを見直しまして、この計画交通量を 40 万台ほどに設定しておりまして、それにつきましては、おおむね少し上回っているような状況で推移しているという状況でございます。以上です。

古屋委員

確かに当初から比べれば 32 万台ほど減少しているわけでありまして、御案内のとおり、国の助成金を、補助金を得て、平成 27 年に 5 カ月ほど無料化を実施したときには、かなりふえました。三富の道の駅、そして県のフルーツパークの公園入場者、あるいは販売状況、温泉施設の状況などを調べてみますと、その当時は相当、この経済効果が出たわけでありまして。そういったことで、その辺を断ち切られて、現状ずっとこういう有料化、普通車で片道 730 円、結構高いんですけど、そういう状況で、あわせて、この中央道の埼玉県側の道路整備ができたことによって、この秩父越えをするよりも八王子に出てきて、こっちを回ったほうが早いということで、交通量が減っているわけでありまして。

数年前、山梨市長も観光産業のとか、あるいは今、山梨、峡東地域では、農業遺産だとか、エコパークだとか、さまざまな地域の、そういった地域資源を生かした事業が起きているわけですけど、知事が言う、いわゆる交流人口の増加、こういった観点から言えば、やはり、無料化というのは必要なんじゃないかなと、こういうふうに思うんですけど、その辺について県はどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

清水道路整備課長 雁坂トンネル有料道路につきましては、有料道路制度というものを利用して、国などから借入金を原資として建設したという経緯がございまして、ルールとしては、料金を徴収して、収入からそれを返済していくということになります。経営計画の見直しをしてから県に肩がわりしてもらって、県へ償還しているという状況ではございますけど、いずれ同じような状況で、いずれ収入から返していかなきゃいけないという状況に変わりございません。

この無料化した場合に、この償還金の補填をどうするのかということもございまして、道路を管理する、経営する立場といたしましては、現段階で無料化というのは非常に難しい状況だというふうに今理解しております。

委員御指摘のとおり、観光振興のためだとか、今の交流人口の増加ということですか、につきましては、いずれ観光施策、もしくは人口対策というようなことで、減収の補填が、何かそんなことで可能ということであれば、検討に値するのかなとは考えていきたいと思っております。以上です。

古屋委員

最後になりますけど、多少、今の答弁とダブりますけど、この有料道路、あと 10 年、この返済をしていかなくちゃならないわけでありまして。総工費が何といたって

600 億ですからね。600 億の事業費を投じて完成した、この動脈を今後どのように、10 年間なりを含めて生かしていくのか、もし最後にお答えいただけるならお願いして質問を終わります。

清水道路整備課長 今もやっていますけれども、いろいろな道の駅だとか観光施設にパンフレットなり何なりを置きながら、できるだけ、この道を利用していただけるようなキャンペーンなんかも行っているところがございます。

今後も、いろいろなところにアナウンスしながら、利用客がふえるようなことを、施策を考えていきたいと考えています。以上です。

(国道 139 号の整備について)

卯月副委員長 先日の代表質問でも 139 号の状況をお聞きしましたけれども、委員会でもありますので、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。答弁の中で、下瀬戸という名称の名前を出していただきました。実はここが、国道 139 号の中でも一番難所かなという感じがします。それは、特に下瀬戸は見通しも悪い部分があって、すれ違いも困難であって、当然道幅も狭い。その上に冬期は日陰。家が点在しているために日陰になって、道路も凍りやすくて、事故もよく起きるという大変難所です。上和田については、この国道 139 号、上和田バイパスのほうは、ちょっと先行して進んでいるのかなという感じがします。

しかしながら、どちらかというところ、周遊観光という面では、松姫トンネルが開通してから小菅に向かう人、本当に車、特に週末は物すごい台数のバイクを含め、通過するんです。おまけに無料でありますので、かなり台数が通るんですけど、下瀬戸のほうは、その上に集落があって、地域の生活道路としても使っている。上和田のほうは、どっちかというところ小菅につながる道路なので、県外の方とか、また小菅の方が多のかなという感じがする。交通量とすれば、下瀬戸のほうは圧倒的に多いわけですね。

もともと国道 139 号の整備計画が出たときに、地元で対策協議会的なものをつくって、これに当たってきたんですけども、当時は地元に対しては、皆さんが協力してくれば、すぐやりますよ的なお話があって、地元でも同意が得られたんですけど、現在なかなか進まない状況に、地元でもちょっと心配をしているというところでもありますので、現在の用地取得とかその辺について、進捗状況、まずお聞かせいただきたいと思います。

清水道路整備課長 国道 139 号、下瀬戸の改良事業ですけれども、これにつきましては、これまでに設計だとか測量というのが完了しております、委員おっしゃるとおり、現在、用地交渉を進めているというような状況でございます、用地取得率が、平成 29 年度末で、面積ベースで約 57% ぐらいの用地取得率ということに今現在なっております。以上です。

卯月副委員長 今の説明、57% ぐらいというお話でしたけれども、要するに取得が進んでいて、工事は今後、着手をしていくんだと思いますけれども、今後どんなふうに整備を進めていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

清水道路整備課長 57%、用地取得が済んでおりまして、今年度、その事業区間の中でも一番狭いところ、見通しの悪いところ、お寺の前あたりなんですけれども、そこについて拡幅工事に着手する予定でございます。そのほかにも、この区間に橋梁だとか、ちょっと費用のかかる構造物もございますので、予算確保に努めながら、残っている用地取得を進めまして、速やかに工事をして、早期完成を目指したいと考えております。以上です。

卯月副委員長 工事は今、一番狭いお寺の周りから進めていただけるということで、ぜひお願いしたい。あと、用地 57%ですけども、あとのところについても予算確保に努めていただいて、用地をしっかりと確保していただく。用地を確保していただいて、それが進めば、地元の人も安心感が増えていくでしょうから、ぜひそんなこともお願いします。ぜひ予算確保に努めながら、1日も早く工事を進めていただきたいと思っておりますけど、その辺について、もう一度お願いします。

清水道路整備課長 国のほうにも、できるだけ要望に行きまして、予算確保に努めながら進めたいと思います。よろしく申し上げます。

卯月副委員長 国のほうということですから、3桁国道ですけど、県管理道路ですから、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

(大月市の立地適正化計画伴う道路整備について)

また別の質問なんですけど、大月市の猿橋駅周辺、駅の前。大月は、猿橋については大月立地適正化計画というのを進めていて、あそこに都市計画道路というんですか、県道、猿橋停車場線という計画がもともとあって、その整備については、実は、あそこのタカムラさんという、名前言ってもいいと思うんですけど、生コン工場の結構大きなものがありまして、そこが移転をする計画があって、そこにスーパーが移転する計画もありまして、そこがなかなか進んでいかないと、なかなか、こういったいい計画が進んでいかないとこの部分がありまして。

もともと地元では、そういう要望があったんですけど、加えて今、県立やまびこ支援学校が桂台地域へ移転をします。そのときに、やっぱり桂台、一番、大月では大きな住宅地、新興住宅地で、地元説明会、県の説明会等々でも、もちろん清水建設さん、JRも、この事業主として入るんですけど。支援学校の説明で中で、地元の住民からは、ここにスーパーとかができるはずだったじゃないかといった、事業主に対して要望もあったりして、ちょっと外れた質問になったんですけど。

今回、その停車場線、大月の計画で、あそこを福祉と学校の町にしていくという話で、停車場線を整備していただくことによって、そのスーパー等々が、そこに進出いただければ、そういった住民の意見に沿ったものにもなるので、ぜひ、その計画を進めるためにも、停車場線について何とかしていただきたいなと思うんです。その辺について何かお考えがあれば。

清水道路整備課長 大月市で今の立地適正化計画というのは、対象3地域あると承知しております。大月駅と猿橋駅と鳥沢駅ですか。その中で、市では、とりあえず大月の駅周辺を、まず優先的に取り組んでいくと聞いてございます。猿橋駅周辺につきましては、その区

画整理ですけれども、今後具体的な整備計画を検討していくと聞いていますので、まだ具体的な計画にはなっていないと聞いておりました。そうはいいまして、大きな事業となると思いますので、我々の支援としましては、国の補助メニューの活用だとか、県としてできる助言などを行っていきたいと思いますし、計画区内に今、県道の猿橋停車場線というのがございますけれども、その整備につきましても、事業計画が具体化した中で、役割分担なんかも含めながら市と協議していきたいと考えます。よろしくをお願いします。

大柴委員長 県土整備部、県事業の審査ですので。

卯月副委員長 はい。もちろんそうです。県が、もちろん大月市が計画を示した際には、県道のその停車場線については御支援をいただきたいと思いますし、また市のほうにもですね。市のほうは、猿橋と大月を同時と僕は聞いていたんですけど、いろいろ相談があった際には、ぜひ支援をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

清水道路整備課長 いずれ、こちらのほうに相談もあるかと思いますので、できるだけの支援をしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

(道路の植生等の管理について)

久保田委員 県の管理道路の路肩あるいは植樹ます、さらには分離帯等々に草が相当生え茂っていると。あるところは交通事故になりかねない交差点もあるほどで、国、県、高速道路沿い等々、草が生え茂っています。

なぜ、これ質問するか。僕4年前に、ここの土木森林環境委員のときに質問したんです。そうしたら年1回か2回、管理すると。予算がないということで、今はさらに状況が悪いなと思っているんですが、この年間計画というのは、どの程度の草刈りをしているんですかね。

小島道路管理課長 久保田委員の御質問にお答えいたします。まず県管理の道路につきまして植生関係。植生の中にも道路の路肩、ガードレールがあって、土手があったりします、その路肩の部分と、それから車道と歩道の間に植樹ます、高木があったり、低木があったりします。そういう植生の管理を、県管理につきましては私どもも行っているわけですが、都市部と地方部に分けますと、地方部につきましては年間、大体年に1回、草刈りをさせてもらっています。それから都市部につきましては年に2回。それから途中途中の中で苦情とか、それから今も出ましたけど、交通に支障を来すとか、そういう状況が出てきますと、そういう中で臨時的に草を刈ったりしているというような状況でございます。

久保田委員 私もアルプス道路を使って県庁へ行きますけど、甲斐市、農林高校の前とか、公園ですか、あの辺のが、ボランティアが花を植えたりしています。我々も一時、十四、五年前、今諏訪の交差点へボランティアに参加して、150メートルぐらいは植えていたんですよ。ボランティアも90歳近くになる人もいて解散してしまって、今、本線はやるんですけど、脇の県道は1年に1回もやっていただいております。区長が

見かねて草払い機で刈っている状態ですよ。そして、これが山梨県、草だらけと言われるようなことがあってはならないと思いますよね。

きのう、勝沼へちょっと用事がありまして、アルプス通り、甲府バイパス、勝沼バイパスを通りましたが、皆さん、通ってみてください。草だらけですよ、両サイド、全部、全てが。本当に中部横断道の下も草だらけ、あらゆるところが草だらけ。

管理、何で植樹ます、あるいは低木、木を植えるのかなど。我々、アルプス通りは両サイドが果物の地域で果樹があるのに、その脇へ大きな木を植えて、秋から冬にかければ、その葉が、落ちて、本当に迷惑しているということですよ。

今、一番、山梨県できれいな道は、寿町からの国道ですか、あそこは。植樹ますも、木も1本もありません。そして広くなって、自転車道路が通る。そういう道路をつくれればいいんじゃないですかね。今、自転車が、歩道の中を飛び歩いて困っているんですよ、高校生が。植樹ますがないと、60センチなり80センチぐらい歩道が広がるんですよ。そういうこと考えて。

国の考えで、それを全国的にはやったけど、山梨県は山梨県なりの道路計画立てたらどうか。どうせ管理ができないのだったら、それなりにするべきじゃないかな。自転車が、歩道を走ったりすると狭くて、本当に我々ぶつかって、警察で始末書を書かされたりそういう思いをしたんですけど。

それは、やはり、植栽なしで道路を広げて、自動車用の青い線で、寿町の前みたいにしたほうがいいんじゃないかな。山梨県全体をしたほうがいいと思うんですよ。中には、そういう樹木が必要なところもあるかもしれませんが、極力減らしたほうがいいんじゃないかな。年1回、年2回、そんなことで草が片づくわけがないですよ。年3回から4回やらなくちゃ、常にきれいになっていないと思いますね。

今後それ可能かどうか、将来的なことをちょっと教えてください。

小島道路管理課長 今、委員御指摘の点でございますが、まず、どうして山梨県の田舎の道をわざわざ、桃の木があつたりブドウがあるのに木を植えるんだということでございますが。今、道路をつくる場合の植生につきましては、都市部の道路、街路とか。そもそも植樹ます、植生を凶るとするのは、効用といたしましては、良好な道路交通環境、それから沿道の環境を守ると。昔ですと、植栽があることによって、まず緑という空間をつくるのと、それから車道部と歩道部で、人と交通が違うものについて安全に分けると、そういう働きもありました。また、ある意味の中では、木陰をつくるということもありました。また、ある意味では、環境に配慮するという中で、CO₂の関係、それから空気を清浄すると、そういう働きもしたり、音の遮断も凶ったり、そういう部分が期待されました。それも全国的に。

本来、私どもの道路というのは、道路構造令という法律に基づく形で作っておりますが、そういう構造令に、その記述がございまして、その形で国補事業を取り込んでやっていくというのが昔のやり方ございました。

そういう中で、田舎のほうにつきましても歩道をつくる時は、歩道のところに植栽をつくるという形がございました。

現在は、都市部につきましては引き続き緑の空間をつくるということで進めておりますが、地方部につきましては、歩道については、新しい道路には、当然いろいろなことを考えまして、積極的につくるということは今はございません。まず、その点に

ついて御説明させていただきます。

それから次に、じゃあ今ある植栽ます、どうするんだということでございます。今、委員御指摘がありました、草だらけじゃないか。私どものほうに苦情等も来ております。その中で、地元とお話をさせていただいたり、それから交通にも支障が出るという部分につきましては、植栽を撤去いたしまして、そこにコンクリートを打ったり、あとは地被類。伸びないものですね。高木を低いものにするというような形で、少しずつ変えてはおります。

今後のやり方につきましては、いろいろな現場といいますか、場所場所、個々の路線の中に思い入れのところもございまして、桜並木の道路もあつたり、柳を植えたという、地元の要望の中で取り入れたということもございまして。地元ともお話しさせていただきながら植生を変えていくということを現在、幾つか行っております。

今後につきましても、その成果を見ながら、植生につきましては、今言われるように、管理が行き届かないということのないような形をとっていきたいと思っております。

それから、委員の今ありました環境ボランティア、これにつきましては現在、昨年度、29年度末で90団体。これ河川も入りますが。今年度は、今のところ100団体。道路関係につきましては68団体ぐらいが環境ボランティアになっていただきまして、自分の前のところは整備するというようなことも協力いただいております。

先ほどもありましたように、環境ボランティアの方々が高齢になって、なかなかできないという話も聞いておりますが、新たにやっただくところも出ているのが現状でございます。そういう方々との協力もいただきながら、適正管理ができるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

大柴委員長 見通しというのを答弁してください。年何回とか。

小島道路管理課長 予算の問題もございまして、回数、それから場所等につきましては、私どもも現場等を確認させていただきながら管理をしていきたいと考えておりまして、今後、植栽を、今言いましたように変えていくといいますか、撤去も含めて検討していきたいというのが今後の見通しといいますか、考え方でございます。

久保田委員 いいお答えいただいて、ありがとうございます。ぜひ、その地域地域考えた道路をつくってほしいなと、そう思います。まだ一宮の、旧一宮か、国道137号の一宮インターの周り、あそこもひどいですよね。草だらけ。本当に草、草、草で。人口は減るけど草はふえると。本当にまずいことじゃないかなと。

(「確かに」と呼ぶ者あり)

久保田委員 いずれにしても、課長言ったとおり、考えてもらって、伐採するところは伐採する、昔の高木や低木があつたけど、今はコンクリートにしたと。そうしなくちゃ手が回らないんですからね。極力早くやってほしいなとお願いして、答弁はいいですね。

大柴委員長 答弁はいいですか。

久保田委員 いいです。こういうことで、よろしく。

(コンクリートブロック塀の建築基準法による規制について)

土橋委員 草の話の後になりますけど、先週の代表質問、また今週に入ってから代表質問、一般質問の中で、冒頭にいろいろな議員さんから御冥福をお祈りしますという言葉がありました。大阪の児童が登校中に犠牲となられた。私も改めて、本当に心から御冥福をお祈りしたいと思えますけど、この原因と、報道で取り上げられている建築基準法。よく基準法がどうだったとかというのもニュースでいっぱい言っていましたが、その中で定期報告制度みたいなものも含めて、どのように関連、どんなふうになっているのかを教えてください。

渡井建築住宅課長 御質問のあった件ですが、現在、大阪府警が業務上過失致死容疑で捜査中のため、現在までの報道で流されていることを含めて、私から原因等について、説明させていただきたいと思えます。

まず構造の基準ですが、法定では2.2メートル以下にしなければならないが、これが3.5メートルであったということ。それから壁長が延長40メートル以上あったと。それだけの壁長がある場合は、そのコンクリートブロックの裏側に控え壁という補強壁をつけなければならない、こういう規定がございます。それが全くなかったということ。さらには、コンクリートブロックと下の基礎、そこの定着が、長さ三十センチの鉄筋で結ばれていたのみであり、非常に脆弱であったということが構造上の問題だと認識しています。

また、報道等の内容ですと、防災の専門家が3年ほど前に危険であると指摘をしたにもかかわらず、当時の市の関係職員が、あくまでも劣化の状況を判断しただけで問題なしとしてしまったことが問題だろうと認識しております。

もう1点、定期報告制度につきましては、学校、それから不特定多数の利用する施設等につきましては、建築基準法の中で数年に一度、特定行政庁である県または甲府市に報告する義務があります。これは、もともと建築基準法の規定は、状態規定でありまして、設計や施工するときの基準であると同時に、維持管理するときの物的な基準であるという観点から、維持管理が適正に行われているかを促すための制度になっております。

ところが、今回の高槻市におかれましては、その報告を市は正式に委託業者に出したんですけれども、そこの業者が調査を怠っていたとか、あるいは前回の調査の結果を流用したとか、そういうふうに言われており、こういった事案が重なった上で発生したものと認識しております。

土橋委員 今、大阪の場合、そういうことが起きちゃったということで、原因はあったんですよ、そういう原因がね。2メートル20センチメートルでなきゃいけないのが3メートル以上あったとかいう原因があったわけなんですけど、山梨県に明日あるかもしれないという災害、地震のことを考えると、山梨県でも学校が幾つとか何が幾つ、最近では支援学校も含めての報告されていましたが、その辺の山梨県の状態を教えてください。

渡井建築住宅課長 所管外ではありますが、まず県内の小中学校につきましては、27 市町村のうち 250 校ございます。そのうち 10 市町村、37 校で不適合との結果を伺っています。ただ、まだ 2 市町村ほど調査中であるという状況らしいです。また、県立高校 36 校のうち、ブロック塀を設置している 16 校の現地調査で、9 校が建築基準法の不適合であるということ伺っております。以上です。

土橋委員

やっぱり、いつ起きるか。この間の場合は、ちょうど通学時間だったから、そういうことになったと思うんですけど、いつあるかわからない災害に、これだけの、まだ不適合があるとしたら、早急にも何とかしなきゃいけないなと思います。公共施設の場合は、何とかしなきゃいけないということで、すぐ手もかけれるとは思いますが。一般住宅となると、今度それが公共で面倒見るわけにもいかないし、一般のほうから、これは困るということでやっていってもらわなきゃならない。

私、前回の東北の震災のときに、山城小学校の近く、甲府バイパスから中道に向かっていく道路で、1 軒の家の塀がそっくり、ばたっと倒れている姿を見ました。善光寺のほうでもブロック塀が壊れたりという現状を見ていますと、あの時間帯だったからまだ、でも、山城小学校へ児童が通っている時間帯だったら、あんな倒れ方したら、あの段階でどうだったのかな。これ、まさに公共施設じゃなくて一般住宅だと思いません。

その辺のところも県としては、しっかり見ていかなきゃいけないと思います。先ほども言いました公共施設の場合は早急に、やっぱり公共のものでですから、県が何をしても、ちゃんとしなきゃならない。それ以外の公共以外のところは放っておきやいいのかなということになると、それも何とかしていかなきゃいけないと思うんですけど、その辺の県の考え方を教えていただきたいと思います。

渡井建築住宅課長 委員のお話のとおり、公共施設、特に学校関係につきましては緊急点検がなされて、先ほど御報告させていただいたとおりでありますけれども、実は一般建築物等の塀につきましても、過日、国土交通省のほうから、広く一般の建築物を対象に、既設の塀の安全点検を行うためのチェックポイントを作成したので、それを周知を図ってほしいという要請通知がまいりました。これを受けて県、それから特定行政庁である甲府市におきましては、各行政機関のホームページに掲載するとともに、関係市町村のほうに通知し、注意喚起を促すということを行いました。

また、単に注意喚起だけでは、実際点検して不明点が出てきたとき、特に施工上の問題というのは外観からは判断できないものがあります。このために県建築士会、それから県建築士事務所協会のほうに協力要請を求めまして、行政機関のほうには相談窓口は当然のこと設置したんですが、その民間関係団体につきましても相談窓口を設置していただくよう協力要請をして、現在、設置していただいて、きのうまでの相談件数は約 30 件ほどあったと聞いております。

こういった取り組みを含めて、今回の一般建築物の塀の注意喚起に取り組んでいきたいと考えております。

土橋委員

一般住宅関係になると、財政的にも厳しいということも考えられますよね。例えば、うちのこれもだめだと言われたけど、じゃあ、これをするのに何百万円かかっちゃう

とかということになると、突然のことでお金がなくて難しいとか、そういうことがあるんですけど、こういうことに対する補助制度は、現状はあるのかな。

それと、もう一つ、空き家が、もう日本一多いよなんていって言われている県ですから、こここのところは誰も住んでいないんだけど、こここの道路もいつ、塀もいつ倒れるかわからないとかと、そういうことに関しての持ち主に対する補助制度みたいな、何かそういうことも考えているのか、またあるのかを教えてください。

渡井建築住宅課長 ただいま委員のお話のとおり、補助制度についてで申しますと、県では老朽化した木造住宅の耐震化を平成 15 年から進めております。その過程の中で、耐震診断の結果、耐震改修が求められるような場合、平成 20 年度からブロック塀の改修費についても補助の対象としてやっております。現在の補助制度でいいますと、高齢者世帯、あるいは未就学児を抱えている世帯、あるいは甲府市をはじめ東海地震の想定震度が 6 強と見込まれる 14 市町村につきましては、国、県、市町村の補助金合わせて 120 万円。ですから、3分の2の補助率なので、60 万円の自己負担をしていただければ、120 万円の補助、合わせて 180 万円の改修工事ができる。その工事費の中にブロック塀の改修も含むことができるため、この補助事業に、現在取り組んでいるところでございます。

また市町村におきましては、大体 3分の1の市町村がブロック塀の補助と申しますか、生け垣化にするための補助という制度を今現在やっているところでございます。

それからもう 1 点、空き家についての話がございましたけれども、空き家につきましては、3 年ほど前に、空き家対策特別措置法が施行されまして、現在やっているところなんです、その法の趣旨から申しますと、空き家対策は、一義的には所有者、管理者の責任であり、その上で、実態の把握、立入調査、指導監督、命令措置。これは市町村の責務となっております。このため県としましては、できるだけ市町村の支援という形で、実態調査が既に全市町村で終わっておりますので、市町村から相談があれば、今後、技術者の派遣とか、民間関係団体の協力要請も含めて対応していきたいと考えております。

土橋委員

いろいろ説明いただきましたけど、いつあるかわからない災害。私は日本一災害の少ない県、山梨県、いつもそう思っているわけなんですけど、災害に対しては、学校の通学路、また例えば避難道路とか、市町村が一番把握、よく知っていると思うんですよね。県の職員よりも市町村が、ここ避難道路として使っているだとかということに、周りを見てみると、今倒れそうなブロック塀があったり、いろいろな何か倒れそうなうちがあったりというところを、本当に避難道路として使っていたり、またいつ、先ほども言ったように、何時に発生するかわからない災害。子供たちがちょうど通学をしている通学路になっているところの道路とかということもいっぱいありますから、ぜひ市町村と連携をとりながら、そういうところを詳しく知ってほしい、また直しておいてほしいと思います。その辺のことを最後に聞いて質問終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

渡井建築住宅課長 先ほど御説明しましたとおり、平成 15 年から木造住宅の耐震化施策に市町村と一体となって取り組んでおります。その施策の中で、毎年 2,000 戸の戸別訪問を市町

村、それから地元の役員の方、建築の専門家三者が一体となってローラー作戦で行っております。今回のコンクリートブロックの災害対応含めて、市町村から避難路関係、あるいは通学路関係を重点的に戸別訪問したいという要請があれば、専門家の派遣等を含めて対応してまいりたいと考えています。

また、建築基準法の特定行政庁は県と甲府市しかございません。残りの市町村は一部しか建築技術職がないという状況。こういったことを踏まえますと、やはり県が市町村と一体となって、災害に強いまちづくりを進めていかなければならないものと考えております。今後とも、そういう意志で対応していきたいと考えております。

土橋委員 よろしく申し上げます。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 - ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
 - ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され県外調査を平成 30 年 8 月 28 日～30 日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

以 上

土木森林環境委員長 大柴 邦彦